

恵風会ホームヘルパーステーション

運営規程

社会福祉法人 恵風会

恵風会 ホームヘルパーステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵風会が開設する恵風会ホームヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業及び指定第1号訪問事業サービス事業(以下「訪問介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定訪問介護及び指定第1号訪問事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業所の指定第1号訪問事業サービス事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅におい

て、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。

- 3 訪問介護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 恵風会ホームヘルパーステーション
- 二 所在地 岡山市中区今谷770-1(ケアハウス恵園1階)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者(訪問事業責任者) 常勤2名
サービス提供責任者等は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等(生活支援訪問介護員) 非常勤3名以上
訪問介護員等は指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日は月曜から金曜(祝祭日・12月29日～1月3日は除く)とする。
- 二 営業時間は9時から18時までとする。

(訪問介護事業の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 岡山市(旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く)境界から、片道10キロメートル未満 500円
- 二 岡山市(旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く)境界から、片道10キロメートル以上 1000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は岡山市(旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く)とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従業者は、現に訪問介護事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告

する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他の虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

また利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(成年後見制度の活用支援)

第12条 事業所は、利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第13条 事業所は、指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、指定訪問介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恵風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業所は、指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年 3月 2日 一部改正
平成17年12月 9日 一部改正
平成18年 9月16日 一部改正
平成19年12月 1日 一部改正
平成22年 1月 4日 一部改正(営業日及び営業時間)
平成25年 4月 1日 一部改正(岡山市の条例制定に伴う変更)
平成27年 8月 1日 一部改正(利用料の額の変更)
平成27年 9月28日 一部改正(職員の職種、員数、及び職務内容)
平成29年 4月 1日 一部改正(岡山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施)
平成30年 4月 1日 一部改正(介護予防訪問介護の廃止、文言の修正)
令和 2年 1月10日 一部改正(職員の職種、員数、及び職務内容の変更)
令和 2年 2月16日 一部改正(職員の職種、員数、及び職務内容の変更)
令和 2年 6月16日 一部改正(職員の職種、員数、及び職務内容の変更)
令和 4年 3月16日 一部改正(職員の職種、員数、及び職務内容の変更)
令和 5年 4月 1日 一部改正(職員の職種、員数、及び職務内容の変更)